統計法第33条に基づく調査票情報提供申出手続き

国土交通省 観光庁

調査票情報提供の流れ　青：提供申出者（申請担当者）が行うこと　赤：観光庁又は国土交通省内審査担当部署で行うこと

①事前審査書類をメールで提出 → ②事前審査・内諾連絡 → ③正式申請書類提出 → ④審査・承諾通知 → ⑤提供依頼書類提出 → ⑥調査票情報提供

必要書類				①事前審査（決裁不要）	②正式申請（決裁要）	③提供依頼（決裁不要）
第33条第1項第1号（行政機関・地方公共団体・独立行政法人等＊2）	①	様式第2号	提供申出書	○	○	
	②	様式第2－1号	申出書の詳細（第33条第1項第1号）	○	○	
	③	集計様式	調査票情報を利用して作成する予定の集計表等の案 （指定様式なし）	○	○	
	④	様式第6号	調査票情報に係る管理簿	○	○	
	⑤	調査票情報の適正管理に関する規程（総務省ガイドライン＊1に基づく既存の規程、ない場合は作成例参照）		○	○	
	⑥	様式第8号	依頼書			○
	⑦	様式第9号	調査票情報の利用に係る誓約書			○
	⑧	様式第10号	利用規約			○
	独立行政法人等[注2]の場合のみ					
	⑨	様式第5号	組織として調査票情報が必要な旨を示す文書	☆	☆	
	調査票情報の利用者に公的機関等の職員以外の者が含まれる場合のみ					
	⑩	様式第3－2号	契約書類代替文書（締結済みの契約書の写しが提出できない場合）	☆	☆	
第33条第1項第2号（公的機関の委託・競争資金等）	上記①～⑧のうち、②（申出書別紙）は様式第2－2号			○	○	
	⑪	調査票情報の適正管理に係る基本方針		○	○	
	⑫	申請者確認書類（法人登記簿又は印鑑証明　等）		○	○	
	委託等又は競争的資金の場合					
	⑬	委託研究の関係を示す文書の写し、研究調査等の概要、競争的資金交付決定通知書の写し　等		☆	☆	
	公的機関が有用性を認める場合					
	⑭	公的機関が有用である旨を記載した文書		☆	☆	

凡例）○：必要　☆：必要に応じて

＊1）「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（総務省策定）

＊2）独立行政法人に加えて、国立大学法人、日本銀行、日本司法支援センター、放送大学学園、預金保険機構、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社等（統計法施行令第１条及び統計法施行規則第１０条参照）